

4. 生息国の自然にダメージを与える

ワシントン条約の対象となっている動物のうち、野生の個体を捕獲して生きたまま日本に輸出している数が多い国は、東南アジアやアフリカの国々です。このように数が分かっているのは条約に基づく許可を得た輸出ですが、取り締まりが厳密ではないといわれます。密輸を見逃すことは生息国の自然にダメージを与えていることであり、日本の国際評価を下げることになりかねません。

このように野生生物保全は「生き物がかわいそうだから」というレベルのテーマではなく、国民生活や国際評価に長期にわたってかかわるテーマです。政策に野生生物保全の視点を盛り込むことは、日本の新しい文化の創造につながると考えます。

特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会 (JWCS)

東京都港区虎ノ門2-5-4

(保全理論部門 連絡先) 港区芝大門1-11-2 三條ビル202

Tel&Fax 03-5425-6323



政策に野生生物保全の視点を

特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会（JWCS）

野生生物の世界は、人間とそれを取り巻く環境を生み出した源泉であり基盤です。

野生生物の各種と、その生活する多様な地域生物界を守ることで、人間の自然環境も豊かになります。それは個人差や性差、民族や国家、企業や宗教などを超えた新しい人類普遍の価値であり、人間の身心の「自然な」あり方を目指す、倫理や新しい文化の創造であります。

そのため、あらゆる政策に野生生物保全の視点を盛り込むことは、長期にわたって国民生活や、日本の国際評価を高める結果につながると考えます。

その直接的な例として、毛皮、象牙、漢方薬やペットなど野生生物の違法取引の防止があげられます。野生生物の違法取引には以下のような問題点があります。

1. 犯罪組織の資金源になる

銃や麻薬取引に比べると、野生生物の違法取引は処罰が軽く取り締まりも厳重ではないため、犯罪組織の資金源となっています。また密輸の場合は、国際的な犯罪組織とも関係します。

2009年2月に、当会はCWI（本部・英国のNGO）と共催で、ワシントン条約で輸入が禁止されたスローロリス（東南アジアに生息する小型のサル）の密輸を水際で取り締まるための研修会を開催しました。研修会の参加者は動物検疫所職員や動物園関係者で、このほかに税関や警察にも情報提供をしました。このような野生生物犯罪を取り締まるための国際的な取り組みに、日本は消極的です。

※ワシントン条約 絶滅のおそれのある動植物種の国際取引に関する条約

2. 感染症のおそれ

生きた動物が密輸された場合、動物検疫を受けるわけではないので、人間に感染するおそれのある病原菌と一緒に持ち込まれる可能性があります。また在来の動物に感染し、日本の生態系にダメージを与えるおそれもあります。

3. 侵略的外来生物になるおそれ

外来生物法の目をくぐって密輸された生物が外来生物として定着し、農林水産業に被害を及ぼしたり、生態系にダメージを与えたり、人に危害を加えたりするおそれがあります。